

生産者積立金に関する基本的事項の公表

法人名	公益社団法人群馬県畜産協会
生産者積立金の額 (うち機構助成金相当額)	30 百万円 (15 百万円)
生産者積立金の概要	肉用子牛生産安定等特別措置法 (昭和 63 年法律第 98 号) 第 6 条の、「平均売買価格が合理化目標価格を下回る場合における当該生産者補給金の一部に充てるための積立金」
業務対象年間	令和 2 年度～令和 6 年度
見直しの時期	令和 7 年度

- (注) 1 : 生産者積立金の額は、令和 2 年度末残高
 2 : 業務対象年間は、「肉用子牛生産者補給金制度の運用について」(平成元年 12 月 21 日付け元畜 A 第 3463 号農林水産省畜産局長通知) に規定され、業務対象年間終了時に残額がある場合は全額を返還
 3 : 見直しの時期は、次期業務対象年間の開始時であり、具体的には生産者積立金単価の見直しを行い、必要に応じ変更